

「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）」に関する意見募集について

1 意見募集対象

- ・ 特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）
- ・ 特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）

2 意見募集の趣旨・目的・背景

本改正は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 60 号）の施行等に伴い、特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号）及び特定商取引に関する法律施行規則（昭和 51 年通商産業省令第 89 号）について所要の規定の整備を行うものです。御意見を募集するとともに、御提出いただいた御意見の内容を検討し、本改正の参考とさせていただくものです。

3 資料入手方法

- （１）電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）における掲載
- （２）窓口での配布
消費者庁取引対策課（意見募集担当）
東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 7 階

4 意見募集期間

平成 29 年 4 月 28 日（金）から 5 月 28 日（日）まで（必着）
※郵送の場合も、5 月 28 日（日）必着

5 意見の提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので、御了承ください。

- （１）郵送
※ 封筒表面に「特商法政令等改正案について」と朱書きしてください。
- （２）F A X
※ 表題を「特商法政令等改正案について」としてください。
- （３）インターネット
電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームから御提出ください。

※ 郵送及び F A X を御利用の場合には、以下の事項を御記入ください。

- 【1】タイトル（「特商法政令等改正案について」と御記入ください。）
- 【2】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【3】職業（法人その他の団体にあつては業種）
- 【4】住所
- 【5】電話番号
- 【6】メールアドレス
- 【7】御意見の内容

6 意見の提出先

住所：〒100-8958
東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館7階
消費者庁取引対策課 意見募集担当宛て
FAX番号：03-3507-9291

7 注意事項

- 御意見の提出は日本語に限ります。また、それぞれの御意見には、御意見の対象が分かるように、政令案又は命令案の名称、条文番号等を明確に記載してください。なお、御意見が2,000字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。
- 御提出いただいた御意見は、氏名・住所・電話番号及びメールアドレス等個人情報に関する事項を除き、公開される可能性があります。また、結果の公示の際には、必要に応じ、御意見の内容を要約させていただいた上で、公示することがあります。なお、御意見の内容に応じ、消費者庁内の関係部署や関係府省庁と共有する可能性があることを、あらかじめ御了承願います。
- 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに部署名等）、住所、電話番号及びメールアドレスは、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- 意見募集期間の終了後に御提出いただいた御意見、意見募集対象事項以外に関する御意見については、提出意見として取り扱わないことがあります。
- 御提出いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。